

○飯塚市保育料階層認定取扱要綱

平成23年6月13日
飯塚市告示第182号

(目的)

第1条 この告示は、飯塚市保育の実施に関する条例施行規則(平成18年飯塚市規則第95号。以下「規則」という。)に規定する保育料の階層区分の認定事務の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家計の主宰者 経済的に児童を養育し、世帯の生計を維持する上での中心者をいう。
- (2) 階層区分 規則別表の階層区分をいう。
- (3) 扶養義務者 民法(明治29年法律第89号)第877条に規定する扶養義務者をいう。

(階層区分の認定)

第3条 階層区分の認定は、児童と同一世帯に属し、かつ生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る。)のすべてについて、それらの者の前年分の所得税額の合計額又は前年度分の市町村民税の課税の有無(以下「課税状況」という。)により行うものとする。

2 前項の階層認定を行うため、原則として児童と同一世帯に属し、かつ、生計を一にしている者のうち、必要と認められる者のすべてについて、課税状況の確認が出来る書類の提出を求めるものとする。

3 前項に規定する書類が提出されない、又は書類に不備がある場合は、次の各号に掲げる順序により、暫定的に階層認定を行うものとする。ただし、階層認定を行った後、任意に期限を定めて書類の提出を求め、それでもなお提出のない場合は最高階層に認定するものとする。

- (1) 前々年分の課税状況
- (2) 提出された書類で確認できる範囲の事実

(階層認定における同一世帯の範囲)

第4条 児童と同一家屋に居住する父母及び扶養義務者は、原則として同一世帯とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合を除く。

- (1) 当該家屋について、区分登記が可能な場合

- (2) 当該家屋について、居住可能な独立した生活空間(居室、台所、トイレ等)が別々に確保されている場合
(家計の主宰者の認定)

第5条 家計の主宰者は、次の各号に掲げるいずれかの者とする。

- (1) 保育所入所児童を所得税の算定上扶養控除の対象としている者
- (2) 保育所入所児童を健康保険等において扶養家族としている者
- (3) 自営業等により生計を営む世帯にあって、保育所入所児童の父母が所得税の算定上、祖父又は祖母の専従者控除の対象となっている場合は、祖父又は祖母
- (4) 両親世帯(父母ともにいる世帯)においては、父又は母のうち収入金額の多い者。ただし、父及び母の収入金額の合算額が、当該年度の所得税の扶養控除対象者として認定する際の収入額を超えない場合は、児童と同一世帯に属し、かつ生計を一にしている父母以外の扶養義務者のうち、父母の収入額の合算額を超える者(2人いる場合は最多収入、最多納税者である者)
- (5) ひとり親世帯(母子又は父子世帯)においては父又は母。ただし、父又は母の収入額が、当該年度の所得税の扶養控除対象者として認定する際の収入額を超えない場合は、児童と同一世帯に属し、かつ生計を一にしている父又は母以外の扶養義務者のうち、父又は母の収入金額を超える者(2人いる場合は最多収入、最多納税者である者)

(階層区分の改定)

第6条 階層認定を行ったのち、次の各号に掲げる事実が発生し、当該年度内に納入義務者から届出があった場合は必要に応じ、階層区分の改定をするものとする。

- (1) 両親世帯の父母が離婚し、ひとり親世帯になったとき(ただし、家計の主宰者が父又は母に認定されている場合に限る。)
- (2) ひとり親世帯が、婚姻により両親世帯になったとき。
- (3) 同居した扶養義務者が家計の主宰者となったとき。
- (4) 家計の主宰者が同一世帯に属さなくなったとき。
- (5) 生活保護法による被保護世帯となったとき、又は被保護世帯でなくなったとき。
- (6) その他階層認定を行った根拠となる事実に変更があったとき。

(階層区分改定の時期)

第7条 前条第1号から第4号までの規定により階層区分を改定した場合において、改定後の階層区分は当該事実の届出があった翌月より適用するものとする。

2 前条第5号により階層区分を改定した場合においては、変更の事実が発生した翌

月より適用するものとする。

- 3 前条第6号に該当する場合であって、階層認定を行った課税状況に変更があった場合は、当該年度の初日(年度途中に入所した場合には入所日)、その他の事実に変更があった場合には事実発生の翌月より適用するものとする。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。